

高知県教育委員会 会議録

令和5年3月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和5年3月24日（金） 13：30

閉会 令和5年3月24日（金） 15：15

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	長岡 幹泰
	教育委員	平田 健一
	教育委員	森下 安子
	教育委員	弥勒 美彦
欠席者	教育委員	永野 隆史
	教育委員	町田 美紀

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長（総括）	合田 和穂
〃	教育次長	竹崎 実
〃	教育政策課長	鈴木 智哉
〃	教職員・福利課長	中平 貢正（付議第1号から第7号のみ）
〃	学校安全対策課長	大崎 和幸（付議第1号のみ）
〃	幼保支援課長	田中 健（付議第1号から第4号のみ）
〃	小中学校課長	今城 純子（付議第1号及び第10号から第12号のみ）
〃	高等学校課長	並村 一（付議第1号のみ）
〃	高等学校振興課長	野田 健一（付議第1号のみ）
〃	特別支援教育課長	濱田 邦彦（付議第1号及び第10号から第12号のみ）
〃	生涯学習課長	原 貴（付議第2号から第8号及び第11号を除く）
〃	保健体育課長	前田 義朗（付議第1号のみ）
〃	人権教育・児童生徒課長	飯田 泰明（付議第1号のみ）
〃	教育政策課課長補佐	三谷 玲子
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	大前 拓也（会議録作成）
〃	教育政策課主査	前田つぼ美（会議録作成）

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

教育長	3月定例委員会を開催する。
教育次長（総括）	（提案説明）
教育長	付議第12号及び第13号は個人の情報を含む議案のため、非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	それでは、付議第12号及び第13号を非公開の取扱いとする。

【付議第 1 号 第 3 期高知県教育振興基本計画の第 3 次改訂に関する議案 (教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

	【質疑等なし】
教育長 各委員 教育長	付議第 1 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第 1 号を原案のとおり議決する。

【付議第 2 号 高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則議案 (幼保支援課)】

○幼保支援課長 説明

○質疑

平田委員	幼児教育は、保育園、認定こども園、幼稚園の三つの形態で行われているのか。
事務局	小規模な事業所もあるが、大きくはその 3 つである。
平田委員	厚生労働省が所管しているのか。
事務局	3 施設はそれぞれ国の主管が異なっており、幼稚園が文部科学省、保育所が厚生労働省、認定こども園は内閣府となっている。本年 4 月からは、厚生労働省と内閣府、つまり保育所と認定こども園については、こども家庭庁が所管するようになる。
平田委員	幼稚園は文科省から離れるということか。
事務局	幼稚園については文部科学省が所管である。
平田委員	省が違っているので、いろいろと大変だと思う。何か事情があるのか。
事務局	当然そこは国も意識している。学習指導要領にあたる教育・保育の中身に関する指針や要領があり、幼稚園教育要領、保育指針、認定こども園要領となっているが、これらの教育・保育の中身については、平成 29 年から共通の文言が入っているので、それぞれ行われることの中身については、一定整合性がとられている。ただ、所管が異なることでどうしても煩雑になっている面はある。
教育長	付議第 2 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。

各委員 教育長	全員挙手 付議第2号を原案のとおり議決する。
------------	---------------------------

【付議第3号 地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案 (幼保支援課)】

【付議第4号 地方自治法の規定に基づく委任の協議に関する議案 (幼保支援課)】

○幼保支援課長 説明

○質疑

教育長	免許に関することが補助執行となるのか。
事務局	そうである。
教育長	それ以外は委任ということか。
事務局	保育士の登録、保育士証の発行など保育士に係るものについては補助執行、認可外保育などそれ以外については委任という整理になっている。
平田委員	改正の趣旨で、児童虐待の相談対応件数の増加という表現があるが、本県でも増加しているのか。また、この法律改正で、今年度該当する保育士は本県では0なのか。
事務局	0である。平成15年からスタートしてこれまでに取り消しされた事例は2件ほどあるが、飲酒などによるものであり、わいせつ行為ではない。虐待の件数については、子ども・福祉政策部が所管しており、具体的な数字は手元にない。
教育長 各委員 教育長	付議第3号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第3号を原案のとおり議決する。
教育長 各委員 教育長	また、付議第4号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第4号を原案のとおり議決する。

【付議第5号 高知県立学校職員被服貸与規則並びに高知県教育委員会事務局及び教育機関職員被服貸与規則の一部を改正する規則議案 (教職員・福利課)】

【付議第6号 高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督

する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則の一部を改正する規則議案 (教職員・福利課)】

【付議第7号 指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則議案 (教育政策課)】

○教職員・福利課長 説明

○教育政策課長 説明

○質疑

教育長	今回の改正は、基本的に名称が変わったことによるものということか。
事務局	そうである。定年が60歳を超えることとなり、60を超えて新しい定年の前に辞める方の呼び名が変わったため、定義を置き換えた。
弥勒委員	定年前再任用短時間勤務職員とあるが、定年は60歳なのか。
事務局	来年から段階的に65歳まで引き上げられる予定である。来年は61歳が定年になり、60歳で辞めても定年前で辞めたという整理になる。来年度に一旦退職をした方が短時間で勤めるときには、61歳までが定年前再任用短時間勤務となり、引き上げ後の定年を超えたら暫定再任用短時間勤務職員となる。令和13年くらいまでは段階的にそういう言葉が残っていく。
弥勒委員	家庭の事情などで、今までも定年前再任用短時間勤務職員はいたのか。
事務局	いない。
弥勒委員	これから段階的に定年が引き上げられるために、短期的に別の呼び名を用意しなければならないような状況が発生したということか。
事務局	そうである。
教育長 各委員 教育長	付議第5号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第5号を原案のとおり議決する。
教育長 各委員 教育長	また、付議第6号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第6号を原案のとおり議決する。
教育長 各委員 教育長	また、付議第7号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第7号を原案のとおり議決する。

【付議第 8 号 高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案 (教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

<p>弥勒委員</p>	<p>非常に丁寧な改正を毎回されていると思うが、全国中学校体育大会や全国高等学校総合大会が高知県で開かれることは毎年ではないと思う。「全国レベルの中学校、あるいは高校の催しがある場合は」というような包括的な表現にすれば、開催される度に新設し、終わったら廃止という組織規則の改正をその都度行う必要がなくなるのではないか。</p>
<p>事務局</p>	<p>法規担当にも確認した上で今回示しているが、全国的な大会という何を指すのかという定義が不明瞭な形になってしまい、保健体育課の分掌としてどこまでのものを指すのかが、解釈の中でいろいろ読めるような形になってしまう。加えて、基本的にこういった大会は毎年にあるものではないので、その大会がある時に限って置き、それがなくなったら外すといったような形で、従前の例に倣い、整理させていただいた。ご指摘については、次のタイミングでまた改めて検討をさせていただければと思う。</p>
<p>教育長 各委員 教育長</p>	<p>付議第 8 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第 8 号を原案のとおり議決する。</p>

【付議第 9 号 高知県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則議案

(教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

<p>教育長 各委員 教育長</p>	<p>【質疑等なし】 付議第 9 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第 9 号を原案のとおり議決する。</p>
----------------------------	--

【付議第 10 号 博物館の登録に関する規則の全部を改正する規則議案

(生涯学習課)】

○生涯学習課長 説明

○質疑

弥勒委員	登録の審査に関する基準が、改正前は「記載なし」と書かれている。改正後は文部科学省のガイドラインに沿って教育長が定めるといった趣旨だったように思うが、今までも審査の基準はあったのか。
事務局	あった。
弥勒委員	実質的には変わらないということか。
事務局	以前は、昭和 30 年頃の文化庁からの通知に基づき定めているものであり、当時は、例えば博物館の施設の面積等が定められていたが、改正博物館法の中では、自由に新たな博物館の姿を求めるといった趣旨もあり、施設の面積などといった詳細の要件は削除されている。
弥勒委員	時代の変化に応じたものに改正するということか。
事務局	そうである。
教育長 各委員 教育長	付議第 10 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第 10 号を原案のとおり議決する。

【付議第 11 号 高知県教科用図書選定審議会への諮問議案（小中学校課・特別支援教育課）】

○小中学校課長・特別支援教育課長 説明

○質疑

弥勒委員	県教育委員会は指導、助言、援助を行い、市町村教育委員会が採択するということであったが、最終決定は市町村教育委員会なのか。両者の役割分担の中で相反して問題になったりしないような上手い仕組みがあるのか。
事務局	採択する権限は市町村教育委員会にある。県教育委員会が、この教科書が良いとか、この教科書はどうかということにならないように、選定資料を指導、助言、援助の一つとして市町村へお配りしている。公正公平な目線で選定審議会に審議していただくために、専門調査を行い、この発行者の教科書の特徴や観点別に示したり、もう少し客観的なデータとして、検定合格した発行者がいくつかある中で、例えば国語だと、話すこと、書くことに関しては、どれくらいのページがあるだとか、高知県に関する資料はこれくらいある、というようなデータや、さらには具体的にどういった資料かといったことをお示ししている。県の方でこうしてくださいという仕組みにはなっていない。

弥勒委員	県教育委員会は、最終的に市町村教育委員会が採択をスムーズにできるような様々な情報を、諮問と答申を経て、集めて整理して提供するということか。
事務局	そうである。
森下委員	指導、助言、援助とあるが、指導というのは例えばどういうことを指すのか教えていただきたい。
事務局	どどれが指導にあたるかといった区別をしているものではないが、それぞれの市町村教育委員会が採択権者として、しっかり行われているかどうか。過去に他県では、無償給与についてきちんと行われるように指導をしたことがあったということは承知をしている。
平田委員	例年と手続きや仕組みは変わっていないのか。
事務局	そうである。
平田委員	目録の送付というのは、図書目録の送付ということか。
事務局	来年度採択されるものは、本年度検定されるが、検定に合格した教科書はどういうものがあるのかが、電子で送られてくる。例えば小学校の国語の発行者についての記載など、正式なものが県教育委員会におりてくるので、市町村教育委員会にも同じものをお送りしている。
平田委員	今話題のデジタル教科書の小学校への導入の状況について聞きたい。
事務局	英語については、採択をしている教科書についてデジタル化されたものが、国からそれぞれの子どもたちのところにおりてきている。来年度については、デジタル教科書というより、検定合格した紙の教科書の採択についての審議となっている。
平田委員	デジタル教科書というものは、本来はペーパーであるものと同じ内容がデジタルでくるということだけなのか。
事務局	そうである。
平田委員	特に影響はない感じか。
事務局	今のところはそうである。

平田委員	デジタルだけがきて、ペーパーはもうないと思っていた。
事務局	そこまではまだである。
森下委員	私の勤める大学では全てデジタル教科書になったが、ずっと見ているので目が疲れるといったことで、1割ぐらいの学生が困難を感じている。特に小中学生はすごく大事な時期なので、そういった健康問題についても情報収集をし、十分配慮したうえで進めていただきたい。デジタル教科書はそういった面で、まだまだ未発達だという感想を抱いた。
弥勒委員	1時間使ったら、5～10分休憩してくださいといったことは良く言われている。
事務局	例えば英語では、発音されたものを聞くことができるし、スピードも変えられるといった良さがある一方、疲れるといったことも聞かしく、子どもによってはペンで書きながら読みたいという子もいる。特性に応じているいるあると思う。
教育長 各委員 教育長	付議第11号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第11号を原案のとおり議決する。

【付議第12号 令和5年度高知県教科用図書選定審議会委員の任命議案 (小中学校課)】

○小中学校課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	付議第12号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第12号を原案のとおり議決する。

※委員名簿は別紙のとおり

【付議第13号 高知県社会教育委員の委嘱議案 (生涯学習課)】

○生涯学習課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
--	---------

教育長 各委員 教育長	付議第 13 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第 13 号を原案のとおり議決する。
-------------------	--

※委員名簿は別紙のとおり

(5) 議決事項

付議第 1 号から第 13 号

原案どおり議決